

第1回雇用対策部会 議事概要

- 1 日 時 : 平成 25 年 6 月 21 日 (金) 13:00~15:00
 - 2 場 所 : 内閣府地方分権改革推進室会議室 (中央合同庁舎 4 号館 6 階)
 - 3 出席者 : 鎌田司 (元共同通信社編集委員兼論説委員)、◎小早川光郎 (成蹊大学法科大学院教授)、須藤修 (東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)、谷口尚子 (東京工業大学准教授) (◎は部会長)
 - 4 関係者 (ヒアリング対象団体)
: 岡崎淳一 (厚生労働省職業安定局長)、篠田昭 (新潟市長)、新谷信幸 (日本労働組合総連合会総合労働局長)、高橋弘行 (一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長)、上田清司 (埼玉県知事)
 - 5 テーマ : 無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について
-

(1) 冒頭、小早川部会長から、以下の発言があった。

- 先月 15 日に開催された地方分権改革有識者会議において、雇用対策部会の開催が決定されたこと。
- 有識者会議の神野座長から、部会の構成員及び部会長の指名があったこと。
- 本日のテーマは、無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等についてであり、厚生労働省は、ハローワークの求人情報を希望する地方公共団体に提供するという方向で検討しており、個性を活かし自立した地方をつくるという観点から、円滑にかつ実効性のある形で求人情報の提供を実施するための方策や留意点等を中心に議論したいこと。

(2) 引き続き、事務局 (地方分権改革推進室) から、資料 1 に沿って、これまでの経緯、検討対象について、次のとおり説明があった。

- 政府は、地方分権改革推進の観点から、国から地方への事務・権限の移譲について、平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」で移譲の方向が記されたような事務・権限、平成 22 年に民主党政権下で行われた各府省の検討で移譲の方向が出されたもの、それから地方側が特に移譲を希望した事務・権限等について、移譲の可否について各府省に検討をお願いし、先月回答が出たところ。今後、この回答を基に、地方側の意見も踏まえ、分野によっては専門部会の議論を経て、事務・権限の移譲をどう進めるか、政府としての結論を得ていきたいこと。
- 専門部会の位置づけは、参考資料 1 の「地方分権改革の推進体制」にあるとおり、政策決定の場として閣議決定に基づき全閣僚で構成される地方分権改革推進本部があり、有識者による審議の場として内閣府に地方分権改革有識者会議が設けられているところ、この有識者会議の下で特定の事項について客観的な評価・検討を行うもの。まずは雇用対策部会、地域交通部会の 2 つの部会を設け、国・地方、それから関係者の方々からヒアリングを行い、その結果を踏まえてご議論いただくこととしているところ。専門部会は、自由闊達にご議論いただくため非公開だが、部会終了後に部会長からブリーフィングを行うことと、有識者会議で座長決定しているところ。

- 本日の議論の対象は、資料1のとおり、無料職業紹介に関する事務・権限の見直し。工程表の記載事項、あるいは地方の意見として、国の職業紹介のシステム端末を地方の職員が利用できるような仕組みの確立が言われている。これに対しては、厚労省の回答でも前向きな方向で記されているところ、これを円滑かつ実効性のある形で実施するため、どのような方策、留意点があるかを主にご議論いただきたいということ。より具体的には、地域づくりに向けた無料職業紹介事業でハローワークの求人情報をどのように活用するのか、これを基にしてどういった情報提供をやっていくか、その際に地方自治体が使いやすいように、かつ円滑に情報を共有するためにはどのような方策が必要であるか、といった点などについてご議論いただきたい。

(3) 関係者からのヒアリングの概要は、以下のとおり。

① 岡崎淳一 厚生労働省職業安定局長

提出資料（資料2）に基づき、雇用対策における国と地方の連携及びハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要であること。

イ 一体的取組は、利用者から高い評価を得ており、実施自治体からも継続を要望されており、厚生労働省として、成果を上げている取組は継続を検討すること。また、ハローワーク特区は、開始から半年程度であるが、成果が出ていること。

ウ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対するハローワークの求人情報のオンライン提供については、平成26年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中であり、その提供方法は、地方公共団体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方公共団体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、地方公共団体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討していること。

これに関して、須藤構成員から、できる限りコストを安くする観点から、求人情報端末方式については仮想専用回線網の利用が望ましく、また、専用端末ではない端末の導入も考慮すべきなどの指摘があり、岡崎局長から地方の意見も聞きながら進めたいとの回答があった。鎌田構成員からはシステム更新時期に合わせて実施することによる費用負担軽減の可能性について質問があり、岡崎局長からはハローワークで端末を設置する場合と費用面の相違は見込まれない旨の回答があった。

② 篠田昭 新潟市長

提出資料（資料3）に基づき新潟市における就労支援と生活支援の一体的実施の拡大について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 平成25年1月に開設した一体的取組施設「ワークポート新潟」では国の職業紹介相談、県の職業訓練紹介、市の福祉サービス及び生活保護など生活支援を一体的に行っており、

高い評価を得ていること。

イ ハローワーク部分に正規職員の配置がないことから雇用保険の受給手続きや職業訓練申込み手続きができず、完全には一体性が確保されていない点が懸念事項であること。

ウ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供が行われれば、相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化されることになり、例えば①障がい者就業支援センター事業ではワンストップで職業紹介と生活相談支援が実施できるようになり利便性の向上、業務効率化、伴走型支援推進、情報一元化といった効果が見込まれたり、②ひとり親家庭の母等への就労支援では相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化して、就職活動の時間がないひとり親家庭の母等が市での様々な相談や手続きに合わせて職業紹介や求職申し込みをすることが可能になり、ひとり親家庭の母等の就職率の向上が期待できること。

これに関して、谷口構成員から利用者数は実数か延べ数か、また実施前後でどのような効果が生じているかとの質問があり、篠田市長からは利用者数は延べ数であること、また、市民からは東区以外の区への設置要望も寄せられている旨の回答があった。

③ 新谷信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長

提出資料（資料4）に基づき無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 就業者の大部分が雇用者であり、雇用者が失業したときの社会的なセーフティネットを担っているのが、全国に張り巡らされたハローワークであること。利用者の利便性向上の観点から、国と地方公共団体の協同連携による就労支援・生活支援を含めた一体的運営と、地域の労使参画による活動展開が推進されるべきであること。

イ 国の無料職業紹介事業の在り方については、労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきであること。

ウ 一体的実施及びハローワーク特区については、生活困窮者等の福祉サービスを担う基礎自治体において就労までの一貫した支援が実現しているところであり、今後、基礎自治体以外において雇用対策と就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みや、運営協議会への労使代表の参画が必要であること。

④ 高橋弘行 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア ハローワークは職業紹介、雇用保険、雇用対策の3業務を一体的に実施する組織であり、事業主の観点からも、労働者にとっての最大のリスクである失業を雇用保険制度で支えるという機能は極めて重要なものであること。

イ 雇用保険は財政責任者である国が職業紹介を行って失業認定を行うことが重要であり、仮に切り離されることがあれば財政規律が維持できなくなる恐れがあること。

ウ 全国ネットワークによる求人求職のマッチングの維持や、専門知識を持ったハローワーク職員による適切な助言・指導も、事業主にとって重要な意味があること。

エ 労働政策審議会の意見書を尊重するとともに、意見書でも提言した 国と地方が一体となった雇用対策を一層強化する必要があること。

⑤ 上田清司 埼玉県知事

提出資料（資料5）に基づき、地方公共団体の無料職業紹介権限の強化について説明があった。その概要は、次のとおり。

ア 全国知事会で従来からハローワークの地方移管を求めてきたが、そのメリットは求職者が真に必要な支援をワンストップで受けられること、地方公共団体が一貫した政策を展開できること、弾力的な人員配置で利用者サービスを向上できることなどであること。

イ 埼玉県ではハローワーク特区を活用してワンストップの支援を実施しており、利用者の満足度も極めて高いこと。

ウ 地方自治体の無料職業紹介権限の強化のため、次の2点が必要であること。

- ・ 都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき直接紹介状を発行できる環境を整備すること
- ・ 都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用端末の使用を認めること

エ 地方自治体の職業紹介権限の強化により、例えば①女性の復職支援で県において、相談・訓練の進捗状況を見据えて適切な時機に直ちに職業紹介を実施したり、②県が進める産業振興策と連携して、計画的な人材育成や将来を見越した職業紹介を実施したり、③定住促進に当たり、生活情報等の提供と併せて就職も含めた確実な移住支援を実施できるなどの展開が期待できること。

これに関して、谷口構成員から国と地方の役割分担の望ましいあり方について見解を問われ、上田知事からは国と地方がそれぞれ行っている事業をワンストップで実施することが重要であり、仕事を求めている人たちにとって何が一番大事かという観点で考えれば、その結果自ずから地方が実施可能との話が出てくるであろうし、逆に様々な課題があっても難しいということであれば、協力関係による一体的取組を継続していくこともあるだろうとの回答があった。須藤構成員からハローワークの職員が有する業務データを地方が活用する意義に係る見解を問われたが、上田知事からは全国ネットのハローワークの求人情報を実際に活用できるのは現場に近い地方自治体であり、各地方自治体にその活用の仕方を競争させるべきとの回答があった。

⑥ 第1回部会を欠席した岩村構成員からは意見書（資料6）の提出があり、事務局から席上で内容を紹介した。その概要は次のとおり。

ア ハローワークの全国的なネットワーク体制は憲法が定める国民の勤労権の保障の具現化であり、今後とも堅持される必要があること。

イ 地方公共団体が自らの政策的判断に基づき無料職業紹介事業を行うことは現行法上も何ら支障がなく、国と地方公共団体との間でいかにして効果的な雇用施策を構築して

いくつかを検討することが適切であること。

ウ ハローワークの求人情報の提供を受けて独自の施策に生かしていくことは適切であるが、その際どのような形で活用していくかというビジョンを地方公共団体側が明確に持つことが重要であること。

エ 一体的取組、ハローワーク特区等様々な形態で、無料職業紹介事業と 地方公共団体独自の施策との連携を進め、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれること。

(4) ヒアリング終了後の出席者（部会構成員及び関係者）の意見交換では、次のような議論があった。

ア 地方公共団体職員の専門性の向上について

新谷総合労働局長から、ハローワークの求人情報を活用するためには地方公共団体職員の能力向上が重要であるとの指摘があり、上田知事からは、これまで当該分野の実務を担当してこなかったため民間委託方式を取っているが、今後県の専門知識を高めることは必要であるので、厚生労働省の支援も得て実務研修を行っていききたいとの発言があった。職員構成に関連して、篠田市長からは、ワークポート新潟は国の正規職員の配置がないことから一部の事務を行うことができず、完全にはワンストップサービスになっていないとの指摘があった。

イ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供について

岡崎局長から、ハローワークの求人情報に基づき地方公共団体が職業紹介を行う場合、求人企業に対して了解を得る手順は必要であるが、新たに求人票を提出させる等の手続までは不要であること、また、雇い入れ助成金はハローワーク紹介に限らず地方公共団体紹介でも同様の扱いとする方向で検討していることについて説明があった。

ウ ハローワークの業務データについて

岡崎局長から、ハローワークの業務データを労働市場情報として活用することは十分にできてこなかったが、個別に地方公共団体から照会があればできる限り対応したいとの説明があった。須藤構成員からは、政令指定都市などには匿名化したデータを提供すべきであるとの指摘があり、小早川部会長からも具体的な検討を期待する旨の発言があった。岡崎局長からは、今後の技術の発達により匿名性を確保できる使用方法が開発されれば、活用は当然であるとの回答があった。

(5) 出席者の意見交換後の部会構成員の意見交換では、次のような議論があった。

ア 鎌田構成員から、一体的取組についてどのような改善があるか現場の意見を聞くことは、ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供にも有意義であるとの意見があった。

イ 須藤構成員から、地方側にもビジョンが必要であるという岩村構成員の意見に賛成であること、求職者の技能の向上を図るための職業能力開発の実施に当たっては県と基礎自治体の連携が重要であるとの指摘があった。鎌田構成員がこれに賛同した。

ウ 谷口構成員から、国と地方の連携に当たっては、国が地域と一緒に業務を行う方式がよいのか、それとも結果だけを保証していく形がよいのかも検討する必要があるとの指摘があった。

(6) 最後に、小早川部会長から、次回会合では、本日のヒアリング及び議論の内容を踏まえて提示する報告書の素案について、議論をしていただきたいとの発言があった。

(以上)